二	洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
三	施行規則第三条第八号イからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
		［削る］	［削る］		
		［削る］	［削る］		

備考　第一項の表中の「備考」に同じ。

5　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1)　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(2)　次の表第一号又は第四号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定

ロ　当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

ハ　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間

［新設］

二	洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
三	施行規則第三条第八号イからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
		平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		
		平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		

備考　第一項の表中の「備考」に同じ。